

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 告 示  | ページ |
|--|-----|
| ○救急病院の認定 (医療政策課)   | 1   |
| ○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (3件) (漁業管理課)                       | 1   |
| ○公共測量の実施の通知 (用地対策課)  | 1   |
| ○公共測量の作業期間の変更の通知 (2件) ( " )                                  | 1   |
| 公 告  |     |
| ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)  | 2   |
| ○地域森林計画の案の縦覧 (森づくり推進課)                                       | 2   |
| ○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3件) ( " )                                   | 2   |
| ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)                                       | 2   |
| 高知県公安委員会告示   |     |
| ○告示 (犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による犯罪被害者等早期援助団体の指定)の一部改正 | 3   |

## 告 示

### 高知県告示第717号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成29年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 所在地      | 認定年月日     | 認定の有効期限   |
|---------|----------|-----------|-----------|
| 医療法人永島会 | 高知市春野町西分 | 平29・11・21 | 平32・11・20 |
| 永井病院    | 2027-3   | 21        | 20        |

### 高知県告示第718号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成29年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
南国市 中 沢 勉  
" 細 川 眞  
" 土 居 幸 男
- (2) 加入区の名称  
十市加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
十市漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月5日まで
- (2) 縦覧場所  
十市漁業協同組合

### 高知県告示第719号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成29年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
高岡郡中土佐町 毛 利 英 喜  
" 江 崎 和 仁  
" 青 山 南海児
- (2) 加入区の名称  
上ノ加江加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月5日まで
- (2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合上ノ加江支所

### 高知県告示第720号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
高岡郡四万十町 山 崎 規久夫  
" 山 下 皖 梨  
" 山 野 上 伸 一
- (2) 加入区の名称  
志和加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月5日まで
- (2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合志和支所

### 高知県告示第721号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年11月7日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成29年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 作業種類

- 公共測量 (基準点測量、現地測量及び路線測量)
- 2 作業期間  
平成29年11月8日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域  
高岡郡四万十町の一部

### 高知県告示第722号

平成29年8月高知県告示第588号 (公共測量の実施の通知) で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を平成29年11月7日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成29年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 作業種類

- 公共測量 (基準点測量、用地測量)
- 2 作業期間  
(変更前) 平成29年8月2日から同年10月31日まで  
(変更後) 平成29年8月2日から同年12月22日まで
- 3 作業地域  
安芸市 (一部)

高知県告示第723号

平成29年9月高知県告示第606号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を平成29年11月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
（変更前）平成29年8月18日から同年10月31日まで  
（変更後）平成29年8月18日から同年12月22日まで
- 3 作業地域  
安芸市穴内地内

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、用石須賀土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所            |
|------|-------|----------------|
| (退任) |       |                |
| 理事   | 小川 武彦 | 土佐市用石 1292番地   |
| 〃    | 森岡 誠良 | 〃 〃 1165番地     |
| 〃    | 小川 和章 | 〃 〃 1579番地     |
| 〃    | 國繁 正光 | 〃 〃 776番地      |
| 〃    | 近藤 一夫 | 高知市朝倉丁 255番地   |
| 〃    | 横川 誠雄 | 土佐市用石 1299番地   |
| 〃    | 森岡 夏生 | 〃 〃 2347番地7    |
| 監事   | 横川 和郎 | 〃 〃 1106番地     |
| 〃    | 小川南海夫 | 〃 〃 1582番地     |
| (就任) |       |                |
| 理事   | 横川 慎一 | 土佐市用石 769番地    |
| 〃    | 森岡 覺  | 〃 〃 1461番地     |
| 〃    | 小川南海夫 | 〃 〃 1582番地     |
| 〃    | 沼 典生  | 〃 〃 1236番地     |
| 〃    | 森岡 正典 | 〃 〃 1163番地     |
| 〃    | 片山 一也 | 高知市春野町西畑 314番地 |
| 監事   | 小川 和章 | 土佐市用石 1579番地   |
| 〃    | 國繁 正光 | 〃 〃 776番地      |

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称  
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の案の縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月15日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称  
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月15日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称  
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月15日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称  
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
平成29年11月21日から同年12月15日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年11月21日  
高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称            | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                           |
|---------------------------|---------------------------|--|
| 平成29年9月12日<br>29高都計第350号  | 香美市土佐山田町須江字時光石58番1の一部     | 高知市札場8番5号<br>メゾンふだば306号<br>三木 景介           |
| 平成29年9月25日<br>29高都計第329号  | 南国市植田字尾神905番7             | 高知市南川添22番10号<br>エルフィーノⅡ・903号室<br>吉村 江梨     |
| 平成29年10月12日<br>29高都計第358号 | 香美市土佐山田町佐古藪字東ヨシモト324番1の一部 | 安芸市川北甲943番地31<br>マリンプラザ402号室<br>田村 賢三、田村 優 |
| 平成29年10月12日<br>29高都計第371号 | 南国市大楠字親田乙2491番2ほか         | 南国市大楠乙2523番地<br>溝渕 雅子                      |

-----  
公安委員会告示  
-----

**高知県公安委員会告示第19号**

平成24年8月高知県公安委員会告示第21号（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による犯罪被害者等早期援助団体の指定）の一部を次のように改正し、平成29年11月23日から施行する。

平成29年11月21日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

表中「高知市永国寺町6番16号 永国寺第2ビル3階」を「高知市越前町一丁目6番32号」に改める。